

目 次

規 則	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則	2
2 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
3 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	4
告 示	
6 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	5
公 告	
新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任について	7
新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の就退任について	7
辞 令	
事務所長の任免について	8
事務所長の任免について	8
事務所長の任免について	8
事務所長の任免について	8

規 則

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和 3 年 4 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

- (1) 新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 1 号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 2 号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第 3 号)

新潟県市町村総合事務組合規則第1号

新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合財務規則（平成16年規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(予算執行等に関する管理者の権限の専決) 第4条 (略) <u>(代決)</u> 第4条の2 予算執行職員又は収支命令職員 <u>(この条において「決裁権者」という。)が不在の場合は、決裁権者の上司が代決することができる。</u> 2 <u>前項の規定により代決した上司は、遅滞なくこれを当該決裁権者に報告するものとする。</u> (出納員の設置及び任命) 第5条 (略) 別表第3 (第55条関係) (略) 備考 1・2 (略) 3 <u>長期継続契約に係るものについて、当該長期継続契約を締結した年度の翌年度以降の支出負担行為として整理する時期は各年度の4月1日とし、支出負担行為の範囲は各年度の歳出予算の範囲内における契約金額とする。</u></p>	<p>(予算執行等に関する管理者の権限の専決) 第4条 (略) (出納員の設置及び任命) 第5条 (略) 別表第3 (第55条関係) (略) 備考 1・2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第2号

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則（平成16年規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
組合市町村等	非常勤消防団員	組合市町村等	非常勤消防団員
(略)	(略)	(略)	(略)
柏崎市	(略)	柏崎市	(略)
<u>見附市</u>	<u>機能別消防団員</u>		
胎内市	(略)	胎内市	(略)

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合規則第3号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(略)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>171,650円</u> を超えるときは、 <u>171,650円</u> ）	常時介護を要する状態	(略)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>166,950円</u> を超えるときは、 <u>166,950円</u> ）
	(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>73,090円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>73,090円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		(2) 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>72,990円</u> 以下であるときに限る。）	月額 <u>72,990円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(略)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>85,780円</u> を超えるときは、 <u>85,780円</u> ）	随時介護を要する状態	(略)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>83,480円</u> を超えるときは、 <u>83,480円</u> ）
	(略)	(略)		(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- この規則による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 6 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から実施した。

令和 3 年 4 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住 時 男

改正後			改正前		
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務		
(1) 総括店 (略)			(1) 総括店 (略)		
(2) 収納代理金融機関			(2) 収納代理金融機関		
公金の出納 所轄事務所	取りま とめ収納店 の名称、位 置 〔収納店 で収納し た会費の 取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	公金の出納 所轄事務所	取りま とめ収納店 の名称、位 置 〔収納店 で収納し た会費の 取りま とめ事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)
新潟市事務 所	(略)	(略) " 木崎 支店 東日本信用漁業協同組合連 合会 新潟支店	新潟市事務 所	(略)	(略) " 木崎 支店 新潟県信用漁業協同組合連 合会 本店
長岡市事務 所	(略)	(略) 柏崎農業協同組合 小国支 店 東日本信用漁業協同組合連 合会 新潟支店	長岡市事務 所	(略)	(略) 柏崎農業協同組合 小国支 店 新潟県信用漁業協同組合連 合会 本店
上越市事務 所	(略)	(略) " 板倉支店 東日本信用漁業協同組合連 合会 新潟支店	上越市事務 所	(略)	(略) " 板倉支店 新潟県信用漁業協同組合連 合会 本店
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
柏崎市事務 所	(略)	(略) " 西山支 店 東日本信用漁業協同組合連 合会 新潟支店	柏崎市事務 所	(略)	(略) " 西山支 店 新潟県信用漁業協同組合連 合会 本店
新発田市事 務所	(略)	(略) " 紫雲 寺支店 東日本信用漁業協同組合連 合会 新潟支店	新発田市事 務所	(略)	(略) " 紫雲 寺支店 新潟県信用漁業協同組合連 合会 本店
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
村上市事務 所	(略)	(略) " 山北支店 東日本信用漁業協同組合連 合会 新潟支店	村上市事務 所	(略)	(略) " 山北支店 新潟県信用漁業協同組合連 合会 本店
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
糸魚川市事 務所	(略)	(略) " 青海 支店 東日本信用漁業協同組合連 合会 新潟支店	糸魚川市事 務所	(略)	(略) " 青海 支店 新潟県信用漁業協同組合連 合会 本店

(略)	(略)	(略)
佐渡市事務所	(略)	羽茂農業協同組合 本所 東日本信用漁業協同組合連 合会 新潟支店
(略)	(略)	(略)
三島郡 出雲崎町事 務所	(略)	(略) 越後さんとう農業協同組合 出雲崎支店 東日本信用漁業協同組合連 合会 新潟支店
(略)	(略)	(略)
岩船郡 粟島浦村事 務所	(略)	第四北越銀行 岩船支店 東日本信用漁業協同組合連 合会 新潟支店

(略)	(略)	(略)
佐渡市事務所	(略)	羽茂農業協同組合 本所 新潟県信用漁業協同組合連 合会 本店
(略)	(略)	(略)
三島郡 出雲崎町事 務所	(略)	(略) 越後さんとう農業協同組合 出雲崎支店 新潟県信用漁業協同組合連 合会 本店
(略)	(略)	(略)
岩船郡 粟島浦村事 務所	(略)	第四北越銀行 岩船支店 新潟県信用漁業協同組合連 合会 本店

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

公 告

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和3年4月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

退任	小林康昌	令和3年3月31日
退任	内山良生	令和3年3月31日
就任	田中昌直	令和3年4月8日
就任	中村伸	令和3年4月8日

新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和3年4月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

退任	熊倉健	令和3年4月4日
就任	熊倉健	令和3年4月5日

辞

令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和 3 年 4 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

令和 3 年 2 月 1 日付け 魚沼市事務所長を免ずる 内田幹夫

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和 3 年 4 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

令和 3 年 3 月 31 日付け 新発田市事務所長を免ずる 下妻 勇

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和 3 年 4 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

令和 3 年 4 月 13 日付け 魚沼市事務所長を命ずる 櫻井雅人

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和 3 年 4 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久住時男

令和 3 年 4 月 13 日付け 新発田市事務所長を命ずる 伊藤純一